

# 兵庫県公報

令和7年12月2日 火曜日 第674号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○ 救急業務に關し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 保安林の指定（治山課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	4
○ 同 上（東播磨県民局）	4

### 企業庁公告

○ 県有地の一般競争入札による売払い	4
--------------------	---

### 病院局管理規程

○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程	6
-------------------------	---

### 選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
--	---

### 教育長訓令

○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	7
-----------------------------	---

### 正 誤

○ 令和7年4月30日付け兵庫県公報第612号中	8
--------------------------	---

## 告 示

### 兵庫県告示第1063号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に關し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和7年12月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 芦屋セントマリア病院  
所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町8-22  
撤 回 年 月 日 令和7年9月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第1064号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から4までの医療機関を救急病院と認定した。

令和7年12月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名 称 芦屋セントマリア病院  
所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町8-22  
認 定 年 月 日 令和7年10月1日  
認定の有効期限 令和10年9月30日  
2 名 称 医療法人伯鳳会 赤穂中央病院  
所 在 地 赤穂市惣門町52番地の6

|         |                  |
|---------|------------------|
| 認定年月日   | 令和7年11月18日       |
| 認定の有効期限 | 令和10年11月17日      |
| 3 名 称   | 安藤病院             |
| 所 在 地   | 尼崎市東難波町5丁目19番16号 |
| 認定年月日   | 令和7年12月1日        |
| 認定の有効期限 | 令和10年11月30日      |
| 4 名 称   | たつの市民病院          |
| 所 在 地   | たつの市御津町中島1666—1  |
| 認定年月日   | 令和7年12月1日        |
| 認定の有効期限 | 令和10年11月30日      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年12月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所  
洲本市五色町鳥飼浦字大掛山2777の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第1066号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定区域

| 区 域 名    | 市郡名 | 区 町<br>名 | 町大字名  | 小 字 名                 | 地 番                                                                                                                                                                                          |
|----------|-----|----------|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奥 野      | 豊岡市 |          | 奥 野   | 大 横 月 本               | 11番1の一部、12番1の一部<br>1102番から1109番まで、1110番の一部、<br>1114番の一部、1106番から1110番に至る<br>地先の無番地の一部、1103番から1104番<br>に至る地先の道路敷、1108番から1110番<br>に至る地先の道路敷の一部、1102番から<br>1093番に至る地先の水路敷の一部、1110<br>番地先の水路敷の一部  |
| 奥 野 (2)  | 豊岡市 |          | 奥 野   | 大 横 月 本               | 34番の一部、35番、36番から38番までの<br>各一部<br>1071番の一部、1072番の一部、1074番1<br>の一部、1075番から1078番まで、1079番<br>1、1079番2、1080番から1085番まで、<br>1088番、1089番、1091番の一部、1092番<br>の一部、1081番から1088番に至る地先の<br>道路敷、1089番地先の道路敷 |
| 九日市上町(2) | 豊岡市 |          | 九日市上町 | 稻 場<br>西 光 寺 谷        | 531番の一部、532番1の一部<br>339番の一部、343番1の一部、343番10、<br>345番9の一部、346番、348番2、350番<br>の一部、339番から345番9に至る地先の<br>道路敷の一部                                                                                  |
| 九日市上町(3) | 豊岡市 |          | 九日市上町 | 西 光 寺 谷               | 339番の一部、343番1の一部、343番9、<br>343番10、343番21、343番22                                                                                                                                              |
| 九日市上町(4) | 豊岡市 |          | 九日市上町 | 北 谷<br>西 光 寺 谷        | 185番の一部、185番地先の道路敷の一部<br>330番1の一部、331番1、331番2の一<br>部、331番7、331番8の一部、331番9、<br>331番11の一部                                                                                                      |
| 桃 島      | 豊岡市 |          | 城崎町桃島 | 大 滝                   | 98番の一部、106番の一部、107番、108番<br>の一部、109番の一部、114番1の一部、<br>114番3の一部、116番2の一部                                                                                                                       |
| 下 塚      | 豊岡市 |          | 竹野町下塚 | 大 谷 口<br>助 谷<br>タキノウエ | 179番1の一部、179番2の一部、179番<br>3、180番から182番まで、186番から188<br>番まで、204番、205番、209番の一部、180<br>番地先のキシ、181番地先の道路敷、205<br>番地先の水路敷<br>238番1の一部<br>239番から241番までの各一部                                          |

~~~~~

## 兵庫県告示第1067号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神北県民局長から報告があった。

令和7年12月2日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

## 1 被処分者

商号又は名称 株式会社 T O U S E I  
 代表者氏名 松 寄 正 悟  
 事務所所在地 兵庫県伊丹市桜ヶ丘五丁目1番15号  
 免許番号 兵庫県知事(1)第204569号  
 免許年月日 令和3年11月24日

## 2 処分の内容

令和7年12月12日から同月26日までの15日間の業務停止

## 3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

~~~~~

**兵庫県告示第1068号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年12月2日

兵庫県神戸県民センター長 内 藤 良 介

## 1 重要調整池の所在地

兵庫県神戸市北区有野町有野字小堀畠1894番1の一部外112筆

## 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称             | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------|---------|
| 神戸ロジスティクス特定目的会社 | 東京都中央区日本橋一丁目4番1号 | 三 品 貴 仙 |

~~~~~

**兵庫県告示第1069号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年12月2日

東播磨県民局長 野 北 浩 三

## 1 重要調整池の所在地

加古川市加古川町美乃利字深田外各一部、野口町坂元字一つ松の一部

## 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
加古川市	加古川市加古川町北在家2000番地	岡 田 康 裕
加古川市間形土地区画整理組合	加古川市加古川町美乃利117番地の2	藤 原 浩 晃

**企 業 庁 公 告****県有地の一般競争入札による売払い**

県有地の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月2日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

## 1 入札に付する県有地

## 売扱物件

物 件 番 号	所 在 地	地 目	面 積
B	芦屋市陽光町7番18	宅 地	277.34m <sup>2</sup>

## 2 入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、次の【入札参加資格のない者】に該当しない者とする。

※ 県が実施する一般競争入札に参加しようとする者は、県の入札参加資格者名簿（本件入札については物品関係入札参加者名簿）に登載されていることが必要である。

## 【入札参加資格のない者】

- (1) 募集の趣旨に反する土地開発を行おうとする者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県等の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 申込書の提出期限日及び入札日において、県等の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 契約を締結する能力を有しない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 国税及び地方税について、未納の税額がある者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条の各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 対象物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供しようとする者

## 3 契約条項等を示す期間及び場所

## (1) 閲覧期間

令和7年12月5日（金）から同月18日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁企業誘致課分譲企画班  
電話番号 (078)341-7711 (内線75903)

## 4 実施要項及び申込書類の配布

## (1) 配布期間

上記3(1)に同じ。

## (2) 配布方法

3(2)の場所での配布に加え、県ホームページに掲示する。

## 5 申込受付期間及び申込先

## (1) 受付期間

上記3(1)に同じ。

## (2) 申込先

上記3(2)に同じ。

## 6 入札日時及び場所

日時 令和8年2月12日（木）午前10時

場所 1号館1階入札室

## 7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、令和7年12月5日（金）から令和8年1月8日（木）までに「入札保証金納付書発行依頼書（様式9）」を下記の送付先へ郵送すること（必着）。

(2) 入札保証金納付書により、令和8年2月5日（木）までに金融機関等で入札保証金を納付し、令和8年2月6日（金）までに入札保証金領収書の写しを下記の送付先へ郵送すること（消印有効）。

※ 領収書原本については入札当日に持参すること。

**【送付先】**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁総務課 経営戦略班 財務担当  
TEL 078-341-7711（内線5414）

**【注意事項】**

郵送について、一般書留又は簡易書留とすること。

封筒には、送付先の課名及び入札参加者名を明示すること。

(3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付すること。

**8 入札に関する条件**

(1) 入札開始時刻までに受付を済ませること。

(2) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

(3) 入札には、代表者又は代理人が必ず出席すること。

(4) 入札当日に持参するもの

ア 一般競争入札参加申込書（様式2）写し ※受付印の押印があるもの

イ 入札書（様式7）

ウ 委任状（様式8） ※代理人が入札する場合のみ

エ 入札保証金領収書（原本）

オ 実印 ※代理人が入札する場合は、代理人のもの（委任状の印）

カ 潮芦屋北部業務用地一般競争入札（県有地売却）実施要項

(5) 再度入札の回数は、2回以内とする。

(6) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされた者であること。

**9 入札の無効**

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がない者の入札

(2) 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札

(3) 代表者又はその代理人が同一物件について2通以上行った入札又はこれらの者が更に他の者を代理して行った入札

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

(5) 入札保証金が納付されていない入札又は入札保証金額が所定の額に達していない入札

(6) 入札書に入札金額、￥マーク、日付、代表者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札

(7) 入札書に記入された入札金額が訂正されている入札

(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

**10 入札についての照会先**

兵庫県企業庁企業誘致課分譲企画班

電話番号 (078)341-7711（内線75903）

**病院局管理規程**

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月2日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

**兵庫県病院局管理規程第9号**

**粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程**

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる書類」から「(2) 健康保険証」を削る。

## 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年12月2日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

1 老人ホームの表西宮市の項中

「

介護付有料老人ホーム L e MONDO	同 市若山町8—17
----------------------	------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム L e MONDO	同 市若山町8—17
----------------------	------------

特別養護老人ホームせいりょう上甲子園	同 市上甲子園5丁目5—5
--------------------	---------------

」

に改める。

## 教 育 長 訓 令

## 兵庫県教育長訓令第2号

本 序  
地 方 機 関  
教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月2日

兵庫県教育長 藤 原 俊 平

## 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表 面）の部中

「氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」

を

「氏 名

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和8年3月1日から施行する。  
(経過措置)
  - この訓令による改正後の教育委員会事務局等職員服務規程第5条第2項に規定する職員証は、当分の間、この訓令による改正前の教育委員会事務局等職員服務規程様式第2号によることができる。

正誤

○令和7年4月30日付け（兵庫県公報第612号）

(ページ)	(行)	
		(誤) ○都市計画の変更及び図書の縦覧 (同) ..... 9
1	下から19	(正) ○都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧 (同) ..... 9